

Loopでんき「冬の電気料金還元キャンペーン」規約

Loopでんき「冬の電気料金還元キャンペーン」規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社Loop(以下「当社」といいます。)が実施する「冬の電気料金還元キャンペーン」(以下「本キャンペーン」といいます。)に関する適用条件等を定めたものです。

1. 定義

本規約で使用される用語のうち、当社の電気供給約款および各電気料金種別定義書に使用されている用語は、本規約においても同様の意味で使用します。

2. 本キャンペーンの内容

- 2.1. 本キャンペーンは、「6.適用条件等」に定める条件を満たすお客さまに、電気料金高騰時の電気料金の一部を還元することを目的としています。
- 2.2. 当社は、「6.適用条件等」に定める条件を満たすお客さまについて、2025年7月、8月、9月分請求の電気料金から、本キャンペーン中(2025年1月から3月まで)の電気使用量に応じて、最大で5.5円/kWh(税込)を割引いたします。
- 2.3. 本キャンペーンへのエントリー等、お客さまからの特別のお申し出は不要です。「6.適用条件等」で定める条件を満たす場合、「5.本キャンペーンの対象プラン・対象エリア」の対象となる電気料金プランをご契約のお客さま全員が、自動的に本キャンペーンの対象となります。
- 2.4. 割引金額の内訳は、「7.本キャンペーンの特典内容」のとおりとします。

3. 本キャンペーンの適用月

本キャンペーンは、2025年1月、2月、3月分請求の各月の電気料金(以下「対象電気料金」といいます。)に対して適用することとします。

4. 本キャンペーンの特典適用

2.の本キャンペーンの特典は、2.2.に記載のとおり、対象電気料金の6か月後(2025年7月、8月、9月分請求)の各月の電気料金から割り引く形とします。特典内容の詳細は「7.本キャンペーンの特典内容」記載のとおりとします。

例: 2025年1月電気使用量が300kWh、電源単価が55.5円/kWhの場合、2025年7月分請求の電気料金5,000円から、1,650円(300kWh×5.5円/kWh)を割引し、3,350円のご請求となります。

5. 本キャンペーンの対象電気料金プラン・対象エリア

- 5.1. 対象となる電気料金プランは「スマートタイムONE(電灯)」「スマートタイムONE(動力)」とします。
- 5.2. 対象エリアは、離島(その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自らが維持し運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。)を除く全国とします。
- 5.3. 上記エリア・プラン以外は、本キャンペーンの対象外となります。

6. 適用条件等

当社は、「5.本キャンペーンの対象電気料金プラン・対象エリア」に定める電気料金プランをご契約のお客さまが以下の全ての条件を満たした場合に、本キャンペーンを適用いたします。なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めたときは、本キャンペーンを適用することがございます。

- 6.1. 本キャンペーン中に対象となる電気料金プランを対象とする電気需給契約が有効に存続していること。なお、お客さまが本キャンペーン中に電気料金プランを変更された場合には、本キャンペーンの対象となる電気料金プランが本キャンペーン中に存続した期間に応じてなされた請求に対してのみ適用されます。
- 6.2. 「4.本キャンペーンの特典適用」まで、対象となる電気料金プランに係る当社との電気需給契約が継続していること。
 - 6.2.1. 本キャンペーン終了後に対象となる電気料金プラン以外に変更された場合でも、特典適用の請求対象月まで電気需給契約が継続している場合は特典を適用します。
 - 6.2.2. 本キャンペーン中または終了後に、転居に伴い使用場所が変更となった場合でも、本キャンペーンの対象となる電気料金プランに係る電気需給契約が継続している場合は特典を適用します。
 - 6.2.3. 同一のお客さまに対して当社からお客様番号が新たに発行された場合、発行前のお客様番号による本キャンペーンの対象となる電気料金プランは終了されたものとし、本キャンペーン特典の適用対象外となります。（新たに発行されたお客様番号による5.1.記載の電気料金プランも本キャンペーン特典の適用対象外となります。）

7. 本キャンペーンの特典内容

当社は、「6.適用条件等」で定める適用条件を満たすお客さまについて、「4. 本キャンペーン特典適用」で定める通り、2025年1月、2月、3月分の各月の請求金額に応じて、それぞれ2025年7月、8月、9月分の各月の請求金額から、以下に定める金額を「キャンペーン還元額」として割引します。

- 7.1. キャンペーン還元額は、請求対象月の電源料金の単価が各電力エリアで50円/kWhを超過した場合に、以下の算出式に従って算出されるものとします。ただし、超過単価分は最大5.5円/kWhまでとし、算出にあたり、キャンペーン還元額の小数点以下第1位を四捨五入するものとします。

【式】

$$\begin{aligned} & \text{キャンペーン還元額(円)} = \\ & (\text{電源料金の単価} - 50\text{円/kWh}) \times \text{お客さまの電気使用量(kWh/月)} \end{aligned}$$

- 7.2. 使用電力量の差替え等により請求金額を再計算した場合において、当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は初めに発行された請求書の使用量を元にキャンペーン還元額を算出いたします。

- 7.3. 割引を実施する各月の請求分の電気料金がキャンペーン還元額に満たない場合には、当該請求分の電気料金を割引上限とし、割引がなされなかった還元分は「還元額残高」として翌月以降の請求金額より割引します。
- 7.4. 本キャンペーンと他のキャンペーンによる割引条件が重複する場合、他のキャンペーンによる割引が本キャンペーンに優先して適用されるものとします。
- 7.5. 7.3に基づくキャンペーン還元残高の繰り越し期限は、以下のとおりとし、それ以降の請求分への繰り越しはしないものとします。

- ・2025年7月分適用:2026年6月分請求まで
- ・2025年8月分適用:2026年7月分請求まで
- ・2025年9月分適用:2026年8月分請求まで

- 7.6. 7.3に基づくキャンペーン還元残高の繰り越し後、「還元額残高」として翌月以降の請求料金から割引される時点で電気需給契約が継続していない場合は、割引適用を行わないものといたします。なお、「還元額残高」の割引適用月が後ろ倒しになった場合についても同様とします。
- 7.7. 割引が実施される予定のお客さまについては、本キャンペーン終了後に割引予定である旨をメールでお知らせいたします。なお、お知らせの再送付は原則行わないものといたします。

8. 注意事項

- 8.1. 解約やお引越し等で「6. 適用条件等」に定める条件を満たさない場合は、特典付与の対象外とさせていただきます。
- 8.2. 本キャンペーンに関する、お問い合わせにかかる通信料はお客さまの負担となります。
- 8.3. 当社は、法令に従って本規約の内容を変更する場合があります。この場合、変更された本規約を本キャンペーン対象のお客さまに適用します。本規約の内容変更は本キャンペーン専用ページまたは別途当社が定める方法にて通知します。最新の規約は本キャンペーン専用ページをご確認ください。
- 8.4. 本キャンペーンは予算上限に達したこと等により予告なく変更または終了する場合がございます
- 8.5. 本キャンペーンに関連してお客さまに損害が生じた場合、当社に故意又は重大な過失がない限り、当社は賠償義務を負いません。当社が賠償義務を負う場合の賠償範囲は、特別損害及び逸失利益を除く、直接かつ現実に生じた損害に限られるものとします。

以上

2024年11月24日 制定